

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の進め方についての面談

2. 日時：令和2年7月8日 13時40分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

専門検査部門 大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、  
千葉管理官補佐、館内主任原子力専門検査官、  
清水検査技術専門職、中田上席原子力専門検査官、  
森田主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、  
岡田技術参与

日本原燃（株）再処理事業部 事業者検査課長 他6名

5. 要旨

○ 日本原燃(株)から、再処理設備本体等の使用前事業者検査の進め方について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・既認可設計及び工事の方法（以下「既認可設工認」という。）から新規制基準による仕様等の変更の有無や、改造の有無により、3つの分類に分けて、それぞれの分類に応じた方法により技術基準への適合性を確認する。
- ・確認対象、要求事項及び検査項目は、基準への適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（以下「様式8」という。）に整理する。
- ・分類1の適合性確認は、既認可設工認の全範囲を対象とし、過去の使用前検査受検実績及び設備の維持状況の確認により実施する。
- ・健全性の評価は、静的、動的なものかにより方法は異なるが、例えば、配管などの減肉状況については、定期的な点検・保守の結果だけでなく、初期の状態の肉厚も考慮して評価を行うものとし、次回、資料を提示し説明する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・使用前検査を既に終了している状態で長期間が経過しており、既設の設備機器等に係る健全性の評価等を含めた使用前事業者検査の実施方針について、実施のプロセスを含め具体的に説明すること。
- ・検査の対象範囲、基準への適合性の確認等について、確認方法の基本的な考え方、方針を説明すること。
- ・新規制基準に対応した工事工程について、検査を含む工事完了までの大まかな工程を説明すること。

- ・今後申請する設計及び工事の計画の認可の申請に当たり、工事の方法の記載について、現状の施設の状態を考慮して記載内容を検討すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

## 6. その他

資料：再処理設備本体等の使用前事業者検査の進め方について